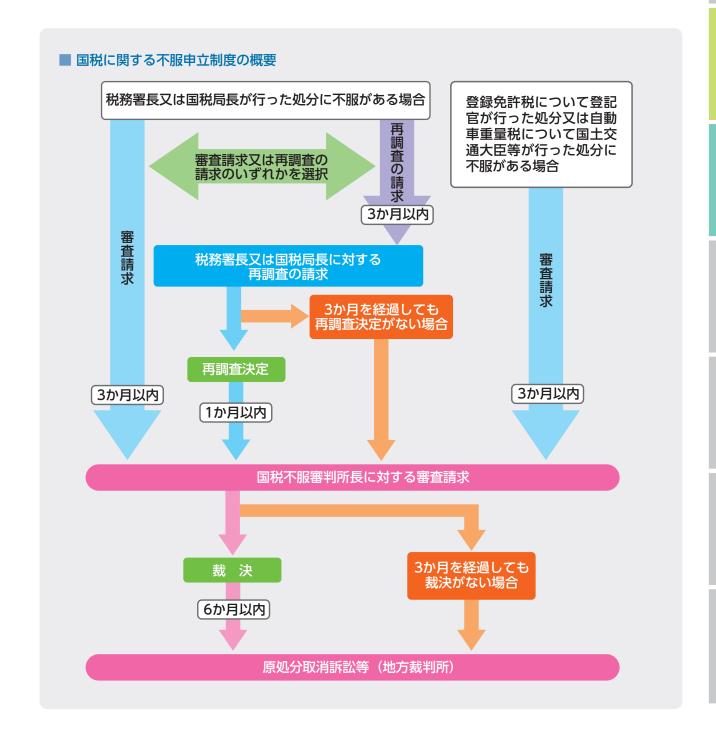
~ 国税に関する不服申立制度 ~

納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、その処分の取消しな どを求めて不服を申し立てることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡 易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起 する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています(不服申立前置主義)。

不服申立てには、税務署長などに対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求と があり、納税者はそのいずれかを選択して行うことができます。また、再調査の請求を選択した場 合でも、その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには審査請求を行うこと ができます。



(1) 再調査の請求

~ 簡易・迅速かつ公正な手続による権利救済 ~

再調査の請求は、税務署長などが自らの処分を見直すものであり、簡易・迅速かつ公正な手続により、 国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであるこ とから、再調査の請求がされた場合、税務署長などは、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・ 審理を行い、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

~ 公正な第三者的機関による権利救済 ~

審査請求は、税務署長などが行った処分に不服がある場合に、その処分の取消しなどを求めて国税 不服審判所長に対して不服を申し立てる制度であり、国税不服審判所では、公正な第三者的立場で納 税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、 審査請求事件を調査・審理して裁決を行っています。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をする ことができ、裁決は、税務署長などが行った処分より納税者に不利益になることはありません。また、 裁決は、行政部内における最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があったとしても訴 訟を提起することはできません。

※国税庁長官が行った処分に不服がある場合には、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。

(3) 訴訟

~ 司法による救済 ~

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起し て司法による救済を求めることができます。

納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけではなく、税務署、国税局及び国税庁の事務その他税務一般に関 する不平、不満や困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者から寄せられた苦情 などについて、納税者の視点に立って迅速かつ的確に対応し、税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するよう 努めています。また、納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救 済手続を説明するなど適切に対応しています。

(4) 権利救済の状況

~ 再調査の請求は原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理 ~

イ 再調査の請求

- 目標 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を3か月と定め、原則3か月以 内にその処理を終えるよう努めています。
- 実績 令和3(2021)年度における再調査の請求の3か月以内の処理件数割合は100%となってい ます。

なお、同年度における再調査の請求処理件数は1,198件(課税関係1,152件、徴収関係46件) で、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は6.9%です。

□ 審査請求

- 目標 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を1年と定め、原則1年以内にその 処理を終えるよう努めています。
- ▶実績 令和3(2021)年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は92.6%となっています。 なお、同年度における審査請求処理件数は2,282件(課税関係2,202件、徴収関係80件)で、 このうち請求の全部又は一部が認められた割合は13.0%です。

八 訴訟

令和3(2021)年度における終結件数は199件(課税関係164件、徴収関係33件、審判所関係2件) であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は6.5%です。

※ 国税不服申立制度の改正リーフレット、再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁決事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページなど を通じて提供しています。

■ 再調査の請求の3か月以内の 処理件数割合と再調査の請求処理件数



- ※1 計数は、令和4(2022)年4月末の速報値です。
- ※2 処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案 のほか、令和2(2020)年度以降は、災害等による調査の中断 や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理で きなかった事案を除いて算出しています。
- ※3 平成27(2015)年度については、改正前の「異議申立て」の処 理件数及び処理件数割合となります。

■ 審査請求の1年以内の処理件数割合と 審査請求処理件数



- ※1 計数は、令和4(2022)年4月末の速報値です。
- ※2 平成29(2017)年度以降の処理件数割合は、相互協議事案や 公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留 保期間を除いて算出しています。また、令和3(2021)年度は、 これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審 理が中断等した期間を除いて算出しています。